

○魚津テクノスポーツセンター条例施行規則

平成10年 1 月22日

規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、魚津テクノスポーツセンター条例（平成 9 年魚津市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の承認)

第 2 条 条例**第 9 条第 1 項**の規定により、魚津テクノスポーツセンターの施設（以下「施設」という。）の利用の承認を受けようとする者は、利用日（利用しようとする日が引き続き 2 日以上であるときは、その初日。以下同じ。）前 6 月から利用日前 1 週間までの間に、魚津テクノスポーツセンター利用承認申請書（様式第 1 号。以下「利用承認申請書」という。）を**条例第 5 条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）**に提出しなければならない。ただし、**指定管理者**が管理上支障がないと認めた場合は、この限りでない。

2 **指定管理者**は、前項の申請を承認したときは、魚津テクノスポーツセンター利用承認書（様式第 2 号。以下「利用承認書」という。）を当該申請者に交付する。

3 施設の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、その利用の際に利用承認書を所持しなければならない。

4 競技の練習等のため施設を個人で利用しようとする者は、その利用の際に申し出て、利用券（様式第 3 号）の交付を受けることにより第 1 項の手続きに代えることができる。

(利用承認の変更又は取消し)

第 3 条 利用者は、利用の承認事項の変更又は利用の取消しをしようとするときは、魚津テクノスポーツセンター利用変更（取消）承認申請書（様式第 4 号）に利用承認書を添えて、利用日前 10 日までに**指定管理者**に提出しなければならない。

2 **指定管理者**は、前項の申請を承認したときは、魚津テクノスポーツセンター利用変更（取消）承認書（様式第 5 号）を当該申請者に交付する。

3 前 2 項の規定にかかわらず前条第 4 項により、すでに利用券の交付を受けた者については、利用の変更又は取消しをすることができない。

(利用料金の減免)

第 4 条 条例**第 14 条**の規定により**利用料金**の減免を受けようとする者は、あらかじめ**魚津テクノスポーツセンター利用料金減免申請書**（様式第 6 号）を**指定管理者**に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を承認したときは、魚津テクノスポーツセンター利用料金減免決定通知書（様式第7号）を当該申請者に交付する。

（使用料の還付）

第5条 条例第15条ただし書の規定による利用料金の還付を受けようとする者は、魚津テクノスポーツセンター利用料金還付申請書（様式第8号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を承認したときは、魚津テクノスポーツセンター利用料金還付決定通知書（様式第9号）を当該申請者に交付する。

3 還付の範囲及び額は、次のとおりとする。

（1） 条例第15条第1号に該当する場合 全額

（2） 条例第15条第2号に該当する場合 7割に相当する額

（特別の設備の承認）

第6条 条例第10条の規定による承認を受けようとする者は、魚津テクノスポーツセンター特別設備利用承認申請書（様式第10号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請を承認したときは、魚津テクノスポーツセンター特別設備利用承認書（様式第11号）を当該申請者に交付する。

（職員の指示及び立ち入り）

第7条 施設の職員（以下「職員」という。）は、利用者又は入館者に対し管理及び利用上必要な指示を与えることができる。また、利用者は管理のためその利用に係る施設に職員が立ち入る場合には、これを拒むことができない。

（利用者の遵守事項）

第8条 利用者又は入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1） 施設、備品等を傷つけないこと。

（2） 施設内外の秩序を保つために必要な責任者及び整理員を配置すること。

（3） 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。

（4） 承認を受けずに広告類を掲示し、若しくは配布し、又は物品の販売その他これらに類する行為をしないこと。

（5） 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるような物品を携帯し、又は動物の類を連行しないこと。

（6） 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

（損傷及び滅失の届出）

第9条 利用者又は入館者は、施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を職員に届け出て、その指示に従わなければならない

い。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、施設の管理運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。
(休館日等の読替措置)
- 2 平成10年4月1日から平成10年6月30日までの間、第7条第1号中「毎週火曜日ただし、休日に当たる場合はその翌日とする。」とあるのは「日曜日並びに土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日」と、第8条中「(1) 日曜日及び休日 午前9時から午後5時まで」とあり、及び「(2) 前号に掲げる日以外の日 午前9時から午後9時まで」とあるのは、「日曜日並びに土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日以外の日午前9時から午後5時まで」と読み替えるものとする。

附 則(平成10年3月20日規則第14号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月21日規則第18号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月6日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月20日規則第52号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(令和2年2月25日規則第15号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間所用の調整をして使用することができる。

附 則(令和3年3月22日規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際、旧様式による用紙で現に残存するものは、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和6年12月20日規則第26号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧様式による用紙で現に現存するものは、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和7年3月21日規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、魚津テクノスポーツドーム条例の一部を改正する条例（令和7年魚津市条例第13号）の施行の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、第1条による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧様式による用紙で現に現存するものは、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際、旧様式による用紙で現に現存するものは、当分の間所要の調整をして使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

魚津テクノスポーツセンター利用承認申請書

年 月 日

（指定管理者） 宛

団体名		住所 〒 -
代表者	氏名	TEL () FAX ()
連絡責任者	氏名	住所 〒 - TEL ()

下記により、魚津テクノスポーツセンターの施設を利用したいので承認願います。

記

利用目的	催事、大会等の場合はその名称を記入				入場料	1 有料	円～ 円	
						2 無料		
					利用人数		顧客見込数	
利用施設		準備期間	利用期間	撤去期間	附属設備			
魚津テクノスポーツドーム	アリーナ	全	月 日	月 日	月 日	得点表示装置		照 明
		2 / 3	自 時 分	自 時 分	自 時 分	<input type="checkbox"/> 大型 ()面 ()系統 <input type="checkbox"/> 公式競技用 <input type="checkbox"/> 簡易	<input type="checkbox"/> 1,500ルクス <input type="checkbox"/> 800ルクス	
	1 / 3	至 時 分	至 時 分	至 時 分	<input type="checkbox"/> 音響設備		<input type="checkbox"/> 小型拡声器	
	産業展示ホール	自 月 日	自 月 日	自 月 日	<input type="checkbox"/> 音響設備セット	<input type="checkbox"/> 冷暖房	<input type="checkbox"/> 移動ステージ <input type="checkbox"/> バレーボール用仮設コート	
		至 月 日	至 月 日	至 月 日	<input type="checkbox"/> 冷暖房			
	研修室	自 月 日	自 月 日	自 月 日	<input type="checkbox"/> VTRプロジェクター	<input type="checkbox"/> 音響設備セット		
		至 月 日	至 月 日	至 月 日	<input type="checkbox"/> 音響設備セット			
主催者室1	自 月 日	自 月 日	自 月 日	備 考				
主催者室2	自 月 日	自 月 日	自 月 日					
第2トレーニング室	自 月 日	自 月 日	自 月 日					
室内温水プール	全館・25メートルプール・小プール	自 月 日	自 月 日	自 月 日				
		至 月 日	至 月 日	至 月 日				

様式第2号（第2条関係）

魚津テクノスポーツセンター利用承認書

第 号
年 月 日

様

（指定管理者）

年 月 日に申請された魚津テクノスポーツセンターの利用について、
下記のとおり承認します。

記

利 用 承 認 の 条 件

様式第4号（第3条関係）

魚津テクノスポーツセンター利用 ^{変更}承認申請書
_{取消}

年 月 日

（指定管理者） 宛

申請者 団 体 名

団体所在地

代 表 者
氏 名

連絡責任者
氏 名

連絡責任者
住 所

T E L

次のとおり申請しますので承認願います。

利用目的（名称等）	
当初 利用承認日・承認番号	年 月 日 ・ 第 号
変 更 / 取 消	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消
変 更 の 内 容 若 し く は 取 消 の 理 由	

様式第5号（第3条関係）

魚津テクノスポーツセンター利用 ^{変更} _{取消} 承認書

第 号
年 月 日

様

（指定管理者）

年 月 日に申請された魚津テクノスポーツセンターの利用変更（取消）について、下記のとおり承認します。

記

利用変更（取消）承認の条件

様式第7号（第4条関係）

魚津テクノスポーツセンター利用料金減免決定通知書

第 号
年 月 日
様

（指定管理者）

年 月 日に申請された魚津テクノスポーツセンター利用料金の減免申請について、下記のとおり減免を決定しましたので通知します。

記

減免の割合	
減免の理由	

様式第8号（第5条関係）

魚津テクノスポーツセンター利用料金還付申請書

年 月 日

（指定管理者） 宛

申請者 団 体 名 _____
団体所在地 _____
代 表 者 _____
氏 名 _____
連絡責任者 _____
氏 名 _____
連絡責任者 _____
住 所 _____
T E L _____

利用料金の還付について、次のとおり申請します。

利用目的（名称等）	
利用承認日・承認番号	年 月 日 ・ 第 号

既納利用料金		
還付申請理由	1 利用者の責めによらない理由により利用することができなかった 2 利用日前10日までに利用の取り消しを申し出た	
還付先（口座振替）	金融機関名	本支店名
	口座番号	口座名義
添付書類	利用承認書	

様式第9号（第5条関係）

魚津テクノスポーツセンター利用料金還付決定通知書

第 号
年 月 日

様

（指定管理者）

年 月 日に申請された魚津テクノスポーツセンター利用料金の還付申請について、下記のとおり還付を決定しましたので通知します。

記

既納利用料金		
還付決定額		
還付先（口座振替）	金融機関名	本支店名
	口座番号	口座名義
還付予定日	年 月 日	
備考		

様式第10号 (第6条関係)

魚津テクノスポーツセンター特別設備利用承認申請書

年 月 日

(指定管理者) 宛

申請者 団 体 名 _____

団体所在地 _____

代 表 者
氏 名 _____

連絡責任者
氏 名 _____

連絡責任者
住 所
T E L _____

特別の設備をし、利用したいので、つぎのとおり申請します。

利用目的(名称等)	
利用承認日・承認番号	年 月 日 ・ 第 号

特別設備の必要な施設	
特別設備の必要な理由	
特別設備の概要	

様式第11号（第6条関係）

魚津テクノスポーツセンター特別設備利用承認書

第 号
年 月 日

様

（指定管理者）

年 月 日に申請された魚津テクノスポーツセンターにおける特別設備
の利用について、下記のとおり承認します。

記

特 別 設 備 利 用 承 認 の 条 件